

(新旧対照表)

新	旧
<p>医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療関係者研修費等補助金</p> <p>ア 中央ナースセンター事業 (医療従事者等確保対策費) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき <u>公益社団法人</u> 日本看護協会が行う事業</p> <p>イ 看護職員確保対策特別事業 (医療従事者等確保対策費) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき <u>公益社団法人</u> 日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業</p> <p>ウ 看護職員資質向上推進事業 (医療従事者資質向上対策費) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき <u>公益社団法人</u> 日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人日本訪問看護振興財団及びその他厚生労働大臣が認める者が行う看護職員専門分野研修</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業 (医療従事者資質向上対策費) プログラム責任者講習会 「<u>歯科医師臨床研修指導医講習会(プログラム責任者講習会)実施要綱</u>」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業</p> <p>カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業 (医療従事者資質向上対策費) 「<u>医療関係職種実習施設指導者等養成講習会実施要綱</u>」に基づき別に定める公募要領により採択された団体が行う事業</p> <p>キ (略)</p>	<p>医療関係者養成確保対策費等補助金、医療関係者研修費等補助金及び臨床研修費等補助金交付要綱</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(交付の対象)</p> <p>3 これらの補助金は、次の事業を交付の対象とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 医療関係者研修費等補助金</p> <p>ア 中央ナースセンター事業 (医療従事者等確保対策費) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき <u>社団法人</u> 日本看護協会が行う事業</p> <p>イ 看護職員確保対策特別事業 (医療従事者等確保対策費) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき <u>社団法人</u> 日本看護協会、社団法人日本助産師会、社団法人日本精神科看護技術協会及びその他厚生労働大臣が認める者が行う事業</p> <p>ウ 看護職員資質向上推進事業 (医療従事者資質向上対策費) 「看護職員確保対策事業等実施要綱」に基づき <u>社団法人</u> 日本看護協会、社団法人日本精神科看護技術協会、財団法人日本訪問看護振興財団及びその他厚生労働大臣が認める者が行う看護職員専門分野研修</p> <p>エ (略)</p> <p>オ 歯科医師臨床研修指導医講習会事業 (医療従事者資質向上対策費) プログラム責任者講習会 <u>臨床研修施設に勤務する歯科医師に対して、別に定める公募要領により採択された</u> 団体が行う事業</p> <p>カ 医療関係職種実習施設指導者等養成講習会事業 (医療従事者資質向上対策費) <u>歯科衛生士、歯科技工士の養成施設等で行われている臨床実習の実習指導者に対し、別に定める公募要領により採択された</u> 団体が行う事業</p> <p>キ (略)</p>

(3) 臨床研修費等補助金（医療従事者資質向上対策費）

臨床研修事業等

ア （略）

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）及び指導歯科医資質向上推進事業

4～13（略）

(3) 臨床研修費等補助金（医療従事者資質向上対策費）

臨床研修事業等

ア （略）

イ 歯科医師

平成18年7月3日医政発第0703012号厚生労働省医政局長通知「歯科医師臨床研修費補助事業の実施について」に基づき公私立大学歯学部若しくは医学部附属病院（歯科医業を行わないものを除く。）及び厚生労働大臣の指定した公私立病院若しくは診療所の開設者が行う歯科医師法（昭和23年法律第202号）第16条の2第1項に定める歯科医師臨床研修の事業（研修プログラムに基づき行う事業）

4～13（略）

別表1
ア. 都道府県が行う事業 (略)
イ. 都道府県が補助する事業

1区分	2種目	3 基準 額	4 対 象 経 費
医療関係者等養成確保対策費等補助金	看護師 養成所 等 補 助 金	a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額 1～3 (略) 4 看護師(2年課程)養成所 (全日制)(略) (定時制)(略) (通信制)(略) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり <u>17,081,000円</u> イ (略) ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに <u>1,595,000円</u> エ (略) オ (略) (2) 基準額B (略) 5 (略) (注) (略) b (略) c (略) d (略)	(略)

別表2～7 (略)

別表8

1区分	2種目	3 基準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師生涯教育推進事業	<u>17,907千円</u>	(略)

別表1
ア. 都道府県が行う事業
イ. 都道府県が補助する事業

1区分	2種目	3 基準 額	4 対 象 経 費
医療関係者等養成確保対策費等補助金	看護師 養成所 等 補 助 金	a 看護師等養成所運営事業 次に掲げる課程ごとの基準額A及び基準額Bの合計額 1～3 (略) 4 看護師(2年課程)養成所 (全日制)(略) (定時制)(略) (通信制)(略) (1) 基準額A 次のア、イ、ウ、エ及びオの合計額に別表11に定める調整率を乗じて得た額 ア 養成所1か所当たり <u>17,121,000円</u> イ (略) ウ 総定員が500人を超える養成所において添削指導員分として定員100人増すごとに <u>1,615,000円</u> エ (略) オ (略) (2) 基準額B (略) 5 (略) (注) (略) b (略) c (略) d (略)	(略)

別表2～7 (略)

別表8

1区分	2種目	3 基準 額	4 対 象 経 費
医療関係者研修費等補助金	薬剤師生涯教育推進事業	21,054千円	(略)

別表9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修事業等補助金	臨床研修事業 (教育指導経費)	I 医師(略)	(略)
	臨床研修事業 (地域協議会経費)	(略)	(略)
臨床研修事業 (教育指導経費)	II 歯科医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修施設(大学病院を含む。) 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含まないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数 2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 ア 研修歯科医1~19人 979,000円/年額 イ 研修歯科医20人~ 1,958,000円/年額 (2)目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 研修管理委員会経費 337,000円/年額 4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数 5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数 6 指導歯科医資質向上推進経費 <u>394,940円/年額</u>	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費) 2 プログラム責任者人件費(プログラム管理に係るもの) 3 役務費(通信運搬費) 4 指導歯科医、プログラム責任者(研修歯科医指導分)に係る謝金、人件費、手当 5 需用費 医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費) 7 へき地診療所の研修経費 旅費 8 指導歯科医資質向上推進事業に必要な次に掲げる経費 <u>報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)</u>	

別表9

1 区分	2 種目	3 基 準 額	4 対 象 経 費
臨床研修事業等補助金	臨床研修事業 (教育指導経費)	I 医師(略)	(略)
	臨床研修事業 (地域協議会経費)	(略)	(略)
臨床研修事業 (教育指導経費)	II 歯科医師 ◎ 単独型又は管理型臨床研修施設(大学病院を含む。) 次により算定した合計額 ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数、事業実施研修歯科医数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含まないこと。 また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。 1 指導歯科医経費 (57,000円/月額) × 研修歯科医延人数 2 プログラム責任者経費 次に掲げる(1)及び(2)の合計額 ア 研修歯科医1~19人 979,000円/年額 イ 研修歯科医20人~ 1,958,000円/年額 (2)目標達成管理 厚生労働大臣が必要と認めた額 3 研修管理委員会経費 337,000円/年額 4 へき地診療所研修支援経費 (27,000円/年額) × 事業実施研修歯科医数 5 研修歯科医物件費 (4,000円/月額) × 研修歯科医延人数	歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費 1 研修管理委員会経費 報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費) 2 プログラム責任者人件費(プログラム管理に係るもの) 3 役務費(通信運搬費) 4 指導歯科医、プログラム責任者(研修歯科医指導分)に係る謝金、人件費、手当 5 需用費 医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費 6 プログラム責任者及び指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に出席するために必要な経費で、次に掲げるもの 旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費) 7 へき地診療所の研修経費 旅費 8 指導歯科医資質向上推進事業に必要な次に掲げる経費 <u>報償費(謝金)、旅費、需用費(消耗品費、印刷製本費、会議費)、役務費(通信運搬費)</u>	

◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合
次により算定した合計額
ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。
また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。

- 1 指導歯科医経費
(57,000円/月額) × 研修歯科医延人数
- 2 研修歯科医物件費
(4,000円/月額) × 研修歯科医延人数

(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。

歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費
1 役務費(通信運搬費)
2 指導歯科医にかかる謝金、人件費、手当
3 需用費
医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費
4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な経費で、次に掲げるもの
旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)

◎ 協力型臨床研修施設が申請する場合
次により算定した合計額
ただし、算定に当たって、研修歯科医延人数には、国が開設する施設等補助対象外の施設における研修歯科医の人数は含めないこと。
また、研修歯科医延人数は、当該年度内における各月の末日に在籍する研修歯科医数の総和であること。

- 1 指導歯科医経費
(57,000円/月額) × 研修歯科医延人数
- 2 研修歯科医物件費
(4,000円/月額) × 研修歯科医延人数

(注) 交付額は、調整の上決定することもあり得ること。

歯科医師臨床研修を行うために必要な次に掲げる経費
1 役務費(通信運搬費)
2 指導歯科医にかかる謝金、人件費、手当
3 需用費
医薬材料費(歯科医学研究材料費)、印刷製本費、消耗品費、光熱水費
4 指導歯科医が臨床研修施設群内の施設へ出張するための経費、及びより高度な指導等を行うための情報収集及び学会等に参加するために必要な経費で、次に掲げるもの
旅費、需用費(図書購入費、教材等材料費、消耗品費)

別表 1 0

都及び県名	調整率
東京都	<u>0. 8 6</u>
愛知県	<u>1. 0 0</u>

別表 1 1 (略)
(注) (略)

別表 1 0

都及び県名	調整率
東京都	0. 7 5
愛知県	0. 9 3

別表 1 1 (略)
(注) (略)